

長野県保険者協議会保健事業部会設置要領

(目 的)

第1条 長野県保険者協議会設置要綱第8条の規定に基づき、長野県保険者協議会保健事業部会（以下「部会」という。）を設置し、長野県保険者協議会（以下「協議会」という。）の推進する事業の実施について、実務レベルでの検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(任 務)

第2条 部会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 保健事業に関する情報の収集
- (2) 各保険者間における保健事業の共同実施
- (3) 医療費データ等に関する情報の収集
- (4) 各保険者間における医療費データ等の共同分析
- (5) その他目的達成に必要な事項

2 部会は検討経過又は検討結果を必要に応じ協議会長に報告するものとする。

(構 成)

第3条 部会は次の区分により選任された部会員をもって構成し、協議会長が委嘱する。

- (1) 国民健康保険の保険者たる市町村
- (2) 国民健康保険組合
- (3) 健康保険組合
- (4) 全国健康保険協会長野支部
- (5) 共済組合
- (6) 後期高齢者医療広域連合
- (7) 国民健康保険団体連合会
- (8) 長野県担当部署
- (9) 長野県保険者協議会設置要綱第3条第2項第9号に規定する団体

2 部会は、必要に応じて、学識経験者並びに企業及び大学の関係者の助言、参画を求めることができる。

(任 期)

第4条 部会員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 部会員に欠員が生じた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 部会には、部会長1名、副部会長1名を置くこととし、部会員の中から互選する。

- 2 部会長は部会の会務を総理し、部会の議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第7条 部会の事務は、長野県及び長野県国民健康保険団体連合会が処理する。

(補 足)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年9月15日から施行する。
- 2 設立当初の部会員の任期は第4条の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。
(長野県保険者協議会専門部会設置要領の廃止)
- 3 平成17年7月27日制定の長野県保険者協議会専門部会設置要領は、廃止する。

附 則

この要領の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成31年4月1日から施行する。